

○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）  
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 一般型</p> <p>農業生産基盤整備事業（別表の区分の欄の1の事業をいう。以下同じ。）と別表の区分の欄の2から5までの<u>事業種類</u>の欄に掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>（2） 省力化整備型</p> <p>農業生産基盤整備事業のうち省力化整備（畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関する省力化を行う整備をいう。以下同じ。）と別表の区分の欄の2から5までの<u>事業種類</u>の欄に掲げる事業のうち当該省力化整備と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>2 別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。</p> <p>（1） 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附帯事業（別表の区分の欄の2の事業をいう。以下同じ。）</p>	<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 一般型</p> <p>農業生産基盤整備事業（別表の区分の欄の1の事業をいう。以下同じ。）と別表の区分の欄の2から5までの<u>事業種類</u>の欄に掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>（2） 省力化整備型</p> <p>農業生産基盤整備事業のうち省力化整備（畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関する省力化を行う整備をいう。以下同じ。）と別表の区分の欄の2から5までの<u>事業の種類</u>の欄に掲げる事業のうち当該省力化整備と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>2 別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。</p> <p>（1） 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附帯事業（別表の区分の欄の2の事業をいう。以下同じ。）</p>

ア～ウ (略)

エ 埋蔵文化財調査事業においては、別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業を行うものとする。

(2) 営農環境整備事業(別表の区分の欄の3の事業をいう。以下同じ。)

ア 農業集落道整備事業においては、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供する農業集落道のうち、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。

イ 農業集落排水施設整備事業においては、農業生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業の実施に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意するものとする。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布

ア～ウ (略)

エ 埋蔵文化財調査事業とは、別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業(別表の区分の欄の3の事業をいう。以下同じ。)

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、農業生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を

機械及び堆肥盤を含む。

エ・オ (略)

カ 情報通信環境整備は、整備後にスマート農業技術の導入が確実に見込まれる場合に行うものとする。

(3) ~ (5) (略)

## 第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 一般型

(1) 担い手への集団化等

ア (略)

イ 事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけて、担い手の農地利用集積率(事業施行地域内農用地に占める担い手の経営等農用地面積の割合。以下同じ。)及び担い手の農地集約化率(事業施行地域内農用地に占める担い手の集約化面積の割合。以下同じ。)がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上すること。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、この限りでない。

(ア) 目標年度において、次のいずれかを満たすこと。

a 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,500円を下回ることが見込まれること。

b・c (略)

d 事業完了後において区画の面積が1ヘクタール以

含む。

エ・オ (略)

(新設)

(3) ~ (5) (略)

## 第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 一般型

(1) 担い手への集団化等

ア (略)

イ 事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけて、担い手の農地利用集積率(事業施行地域内農用地に占める担い手の経営等農用地面積の割合。以下同じ。)及び担い手の農地集約化率(事業施行地域内農用地に占める担い手の集約化面積の割合。以下同じ。)がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上すること。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、この限りでない。

(ア) 目標年度において、次のいずれかを満たすこと。

a 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,600円を下回ることが見込まれること。

b・c (略)

(新設)

上となる農用地の面積の合計が、事業施行地域内農用地の面積の1/2以上を占めること。

(イ)・(ウ) (略)

(2) 収益性の向上

事業完了後5年以内(果樹等については10年以内)に定める目標年度において、事業施行地域内農用地における収益性が20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

ア (略)

イ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区について、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合には、2の(1)のイの(ア)のa若しくはd又は麦・大豆等の畑作物の作付が行われる場合には、2の(1)のイの(ア)のc若しくはdのいずれかを満たすことが見込まれること。

ウ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上しない地区について、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、2の(1)のイの(ア)のa、b、c又はdのいずれかを満たすことが見込まれること。

3・4 (略)

第11 その他

1 別表の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業

(イ)・(ウ) (略)

(2) 収益性の向上

事業完了後5年以内(果樹等については10年以内)に定める目標年度において、事業施行地域内農用地における収益性が20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

ア (略)

イ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区について、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合には、2の(1)のイの(ア)のa又は麦・大豆等の畑作物の作付が行われる場合には、2の(1)のイの(ア)のcのいずれかを満たすことが見込まれること。

ウ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上しない地区について、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、2の(1)のイの(ア)のa、b又はcのいずれかを満たすことが見込まれること。

3・4 (略)

第11 その他

1 別表の区分2から4までの事業(2の(3)の事業を除

以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

2～6 (略)

### 別表

区分	事業種類	事業内容	備考
1・2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 営農環境整備事業	(1)～(10) (略) <u>(11) 情報通信環境整備</u>	(略) <u>スマート農業の導入を図るために必要な RTK-GNSS 基準局等の整備</u>	(略)
4・5 (略)	(略)	(略)	(略)

別紙2 (実施計画等策定事業に係る運用)

### 第2 事業の内容

#### 1 実施計画策定事業

農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業並びに既に設置されている高付加価値農業に係る施設等の撤去又は移転に関する事業 (以下「支障物撤去等事業」という。)

2 (略)

く。)は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

2～6 (略)

### 別表

区分	事業種類	事業内容	備考
1・2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 営農環境整備事業	(1)～(10) (略) (新設)	(略) (新設)	(略)
4・5 (略)	(略)	(略)	(略)

別紙2 (実施計画等策定事業に係る運用)

### 第2 事業の内容

#### 1 実施計画策定事業

農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業

2 (略)

### 第3 事業の対象地区

#### 1 (略)

#### 2 経営体育成促進換地等調整事業

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業が確実に行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあつては、当該区を含む。）であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。

なお、調整要領の4の(6)の業務については、当該農地整備事業の実施が予定されている地区について、実施計画策定事業の採択の前から実施することができるものとする。

### 第5 実施時期

#### 1 実施計画策定事業

実施計画の策定期間は、次の(1)から(4)までのいずれかとする。

##### (1) (略)

(2) 中山間地域（別紙1第2の2に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官連名通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下同じ。）の策定地域、輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地域又は認定フラッ

### 第3 事業の対象地区

#### 1 (略)

#### 2 経営体育成促進換地等調整事業

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業が確実に行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあつては、当該区を含む。）であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の4の(15)の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。

### 第5 実施時期

#### 1 実施計画策定事業

実施計画の策定期間は、次の(1)から(4)までのいずれかとする。

##### (1) (略)

(2) 中山間地域（別紙1第2の2に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）策定地域に位置する地区の場合にあつては、4年以

グシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定に基づいてフラッグシップ輸出産地として認定された地域をいう。以下同じ。）に位置する地区の場合にあつては、4年以内とする。

(3) スマート農業（ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添4）を作成した地区又は連携管理保全計画（土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添4の内容が記載されている地区の場合にあつては4年以内とする。

(4) (略)

2 (略)

## 第6 事業の申請等

1～4 (略)

5 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の4の(6)の業務を、第2の1の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、当該業務に係る採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による実施計画等策定事業採択申請書（当該業務に限定したもの）を地方農政局長等に提出するものとする。

6 地方農政局長等は、5の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2

内とする。

(3) スマート農業（ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添4）を作成した地区又は連携管理保全計画（土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添4の内容が記載されている地区の場合にあつては4年以内とする。

(4) (略)

2 (略)

## 第6 事業の申請等

1～4 (略)

(新設)

(新設)

号により実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。

7 都道府県知事は、6の規定により採択通知書が交付された場合には、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。

(新設)

## 第8 定額助成を活用する場合の採択要件等

(新設)

1 次に掲げる地区において定額助成を活用する場合であつて、令和8年度以降に採択する地区にあつては、実施計画の区域を含む地域計画の目標地図（基盤法第19条第3項に規定する地図をいう。）において、担い手に対する農用地の集約化の程度が向上するよう地域計画を変更し、土地改良事業の採択までに基盤法第19条第8項に規定する公告を行うことを要件とする。

(1) 水田農業高収益化計画の策定地域における地区

(2) 輸出事業計画の策定地域における地区

(3) 認定フラッグシップ輸出産地における地区

(4) 第5の1の(3)に規定する地区

(5) 第5の1の(4)に規定する地区

2 実施計画等策定事業のうち定額助成を活用する地区における採択期限については、1の(1)に掲げる地区は令和8年度の末日まで、1の(2)から(4)までに掲げる地区は令和11年度の末日まで、1の(5)に掲げる地区は令和12年度の末日までとする。

3 令和13年度以降における実施計画等策定事業の採択に当たっては、1の(2)から(5)までに掲げる地区のいずれか

に該当することを要件とする。

## 第9 その他

実施計画等策定事業の実施に当たっては、都道府県知事は、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

別記

1～6 (略)

7 純工事費

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長  
經由農林水産省農村振興局長  
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

## 第8 その他

実施計画等策定事業の実施に当たっては、都道府県知事は、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

別記

1～6 (略)

(新設)

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長  
經由農林水産省農村振興局長  
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

## 実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 2 第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 記

1. ～ 3. (略)
4. スマート農業導入推進計画（別添 4 のとおり）  
（連携管理保全計画に別添 4 の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）
5. 省力化整備計画（別添 5 のとおり）  
（連携管理保全計画に別添 5 の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）

（注）農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第 2 の 2 の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の 4 の（6）の業務を、第 2 の 1 の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、本文中「第 6 の 1」とあるのを「第 6 の

## 実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 2 第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 記

1. ～ 3. (略)
4. スマート農業導入推進計画（別添 4 のとおり）  
（連携管理保全計画に別添 4 の記載がある地区については、該当箇所の写し）
5. 省力化整備計画（別添 5 のとおり）  
（連携管理保全計画に別添 5 の記載がある地区については、該当箇所の写し）

（新設）

5」と記載するものとする。

別添1 (略)

(別添2)

実施計画策定地区概要書

(表略)

(注) 1 (略)

2 第5の1の(2)によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域、輸出事業計画の策定地域又はフラッグシップ輸出産地の認定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。

3 第5の1の(3)によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添4を添付すること。

4・5 (略)

6 支障物撤去等事業を実施する場合は、当該事業の対象となる施設等の位置(移転の場合は、移転後の位置も含む。)及び事業費が分かる資料を添付すること。

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書

(表略)

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号農林

別添1 (略)

(別添2)

実施計画策定地区概要書

(表略)

(注) 1 (略)

2 第5の1(2)によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画の策定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。

3 第5の1(3)によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添4を添付すること。

4・5 (略)

(新設)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書

(表略)

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号農林

水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）  
の4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場  
合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合は  
それぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

3 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30  
年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局  
長通知。以下「実施要領」という。）第2の2の経営体  
育成促進換地等調整事業のうち調整要領の4の（6）の  
業務を、実施要領第2の1の実施計画策定事業の採択よ  
り前に実施する場合は、当該事業より前に行う必要があ  
ることを記載した理由書及び土地の概況がわかる資料を  
添付すること。

別添4・5 (略)

水産省構造改善局長通知) 4の業務項目の番号を、本事  
業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年に  
わたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ  
記載する。

2 (略)

(新設)

別添4・5 (略)

#### 附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正後の農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙1の第5の規定は、この通知の施行の日（以下「施行日」という。）以後に農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第7の申請が行われた地区について適用し、施行日前に要綱第7の申請が行われた地区については、なお従前の例による。